

第10回岐阜県がん情報センター県民公開講座

岐阜大学医学部附属病院肝疾患診療支援センター市民公開講座 共同開催

「みんなで知りたい がん・肝のこと」

『岐阜県の肝炎対策について』



岐阜県マスコットキャラクター
ミナモ

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
感染症対策第二係

ウイルス性肝炎の対策について

ウイルス性肝炎は、「国内最大級の感染症」とも言われており、B型及びC型肝炎ウイルス患者、感染者は、合わせて300万人を超えると推定されている。

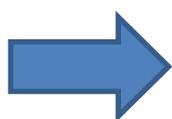
< B・C型肝炎の推計キャリア数・患者数 >

項目	B型肝炎	C型肝炎
キャリア数	約110～120万人（推定）	約90～130万人（推定）
患者数	約19万人（推定）	約30万人（推定）

※厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 報告書（田中班）

自覚症状がないため感染に気づきにくく、肝硬変や肝がんといった重篤な病態へ進行する。この進行は、抗ウイルス治療によって防ぐことができる。

一方で、
（
・ 肝炎ウイルス検査には費用がかかる
・ 長期治療等によって医療費が高額となる
）
ため治療につながらない。



肝炎ウイルス検査、医療費を助成することで、**早期発見・早期治療を推進し、肝がん・肝硬変への重症化予防を図る。**

岐阜県の肝炎対策事業の概要

1 「受検」

肝炎ウイルス検査の啓発と検査費用助成

＜実施体制＞

- 岐阜県
 - ・県保健所
 - ・委託医療機関
- 市町村
 - ・岐阜市保健所
 - ・保健センター
 - ・委託医療機関

0 「予防」

- ・普及啓発活動
- ・コーディネーター養成

2 「受診」

精密検査と治療後の定期検査費用助成

初回精密検査

専門医療機関(14か所)での検査費用を助成

陽性者フォローアップ[®]

- ・受診状況確認
- ・セミナー案内

定期検査

県内医療機関での検査費用を助成

3 「受療」

医療費を助成

肝炎治療

県内外の医療機関での治療費を助成

肝がん・重度肝硬変治療

指定医療機関での治療費を助成

ステップ1 「受検」について



県では、肝炎ウイルス検査を**無料**で受けることができます。

- ・ 検査方法：採血による検査を行います。
- ・ 対象者　：①岐阜県にお住まいの方
②過去にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けていない方
- ・ 受検方法

(1) 保健所での検査

HIV、梅毒検査と併せて肝炎ウイルス検査を**無料匿名**で受検

(2) 委託医療機関での検査

県または岐阜市が委託したクリニック等で**無料**で受検

(参考) 各市町村での検査

満40歳となる方、40歳以上で5歳刻みの方は原則**無料**

ステップ1「受検」について

委託医療機関での検査を受ける場合は、住所地（住民票）で受検場所と方法が異なります。

住所地	受検場所	受検方法
岐阜市	岐阜市内の医療機関 (岐阜市外の医療機関では受検不可)	<ul style="list-style-type: none">・事前に保健所等で受付し、受検票を持参して受検
岐阜市外 (岐阜県)	岐阜市外の県内医療機関 (岐阜市内の医療機関では受検不可)	<ul style="list-style-type: none">・事前申し込みは不要・直接医療機関で受検

受検できる医療機関は岐阜市および岐阜県のホームページにそれぞれ掲載されています。



県・県医師会作成リーフレット

ステップ2「受診」について



「受診」のステップでは、初回精密検査および定期検査に係る一定の費用を助成しています。

初回精密検査費用助成

肝炎ウイルス検査で「陽性」と診断された方は、初回精密検査を行います。県では、**肝疾患専門医療機関**で初回精密検査を実施した費用を助成しています。

↳ 県内18医療機関

- 対象者 : ①岐阜県内に住所を有する方
- ②健康保険等の公的医療保険に加入している方
- ③原則1年以内に「県または市町村の事業」, 「職域」, 「妊婦健診」および「手術前」の肝炎ウイルス検査で陽性と判断された方
- ④岐阜県又は市町村が行う陽性者フォローアップ事業に同意された方

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業とは

⇒肝臓に関するセミナーや相談会の案内、受診状況確認など行い、適切な治療が受けられるように支援する事業です。

ステップ2 「受診」について

助成対象

助成対象は、下記の検査費用に限ります。
検査が複数日に渡った場合、1ヶ月以内の期間
であれば、一連の検査とすることができます。

	助成対象項目一覧
①血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像
②出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間
③血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、クレアチニン
④腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量
⑤肝炎ウイルス関連検査	HBs抗原、HBs抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等
⑥微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量、HCV核酸定量
⑦超音波検査	断層撮影法（胸腹部）
⑧その他	初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料

検査費用の助成のながれ

①準備

- ・紹介状（情報提供書）を作成してもらう。
- ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に登録する。
（最寄りの保健所またはお住いの市町村窓口で登録）



②受診

- ・肝疾患専門医療機関で初回精密検査を受ける。
- ・診断書、領収書、診療明細書を作成してもらう。
- ・窓口で料金を支払う。



③申請・振込み

- ・書類を保健所に提出する。
- ・審査後、助成対象費用が金融機関に振り込まれる。

ステップ2 「受診」について



定期検査費用助成

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者（無症候性キャリア以外）が定期的に検査を行う費用を助成しています。

- 対象者** : ①岐阜県内に住所を有する方
- ②健康保険等の公的医療保険に加入している方
- ③B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- ④岐阜県又は市町村が行う陽性者フォローアップ事業に同意された方
- ⑤市町村民税（所得割）課税年額235,000円未満の世帯に属する方
- ⑥肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方

○助成回数 : 年2回

○助成対象 : 初回精密検査費用助成と同様
(肝がん、肝硬変の方はC T 撮影またはM R I 撮影も対象)

ステップ2 「受診」について

助成金額

助成対象について窓口でお支払された金額（保険診療 自己負担分）から下表の金額（自己負担限度額）を差し引いた金額になります。

階層区分	自己負担限度額 (1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変 ・肝がん
市町村民税課税年額235,000円未満	2,000円	3,000円
非課税世帯	0円	0円



検査費用の助成のながれ

①準備

- ・保健所で申請方法の説明を受ける。
- ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に登録する。
(最寄りの保健所またはお住いの市町村窓口で登録)



②受診

- ・保険医療機関で定期検査を受ける。
- ・診断書、領収書、診療明細書を作成してもらう。
- ・窓口で料金を支払う。



③申請・振込み

- ・書類を保健所に提出する。
- 申請書／領収書／診療明細書／保険証の写し／診断書
世帯全員の住民票の写し／世帯全員の課税証明書
- ・審査後、助成対象費用が金融機関に振り込まれる。

B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎、肝硬変、肝がん 定期検査費用助成のご案内



岐阜県では、次のとおり定期検査の費用を助成しています。

1 対象者

- 以下のすべてにあてはまる方
 ①岐阜県内に住所を有する方
 ②健康保険等の公的医療保険に加入している方
 ③B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変および肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
 注）無症候性キャリアは対象外です。
 ④市町村民税（所得割）課税年額 235,000 円未満の世帯に属する方
 ⑤岐阜県または市町村が行う陽性者フォローアップに同意した方（裏面へ）
 ⑥申請時点で肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方

2 助成対象

血液生化学検査、肝炎ウイルスマーカー、画像診断など次表の医療費（保険適用分のみ）です。これらの検査が複数日にわたった場合、1ヶ月以内の期間であれば、一連の検査とすることができます。

①血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像
②出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間
③血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、クレアチニン
④腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量
⑤肝炎ウイルス関連検査	HBs抗原、HBs抗体、HCV血清型別判定、HBVジェノタイプ判定等
⑥微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量、HCV核酸定量
⑦超音波検査	断層撮影法（胸腹部） 肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影を対象とする。

3 助成金額

助成対象について窓口でお支払された金額（保険診療自己負担分）から下表の金額（自己負担限度額）を差し引いた金額。

階層区分	自己負担限度額（1回につき）	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲 市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙 住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

4 助成金額

年2回（4月から翌年3月までの年度ごとに2回）

5 申請までの流れ

STEP 1 準備

- 保健所で申請方法の説明を受け、申請書および診断書の用紙を受け取る。
- フォローアップ事業に登録していない場合は、登録する。

STEP 2 受診

- 保険医療機関で定期検査を受ける。
- 受診後、領収書、診療明細書、診断書を作成してもらう。
- 窓口で料金を支払う。

STEP 3 申請

- 書類を保健所に提出する。（提出書類）
- 申請書 □医療機関の領収書 □診療明細書
- 医療保険証の写し □世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の住民税課税証明書 □診断書
- （一部省略できるものがあります）

申請書を受理後、県庁で審査のうえ、2~3ヶ月後に口座振込により助成します。



B型・C型肝炎ウイルス治療を岐阜県と市町村が応援します。



肝炎ウイルス陽性者がしっかり検査・治療を続けていただけるよう

「肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業」を行っています。



Q どんな事業なの？

- A 登録者に肝疾患の相談会やセミナーなどの開催をご案内いたします。
 また、定期的な受診を継続していただくため、県または市町村から、受診状況や治療内容を手紙や電話で確認させていただきます。
 その他、条件に合えば初回精密検査や定期検査の費用助成が受けられます。

Q どういう人が登録できるの？

- A 岐阜県内にお住まいで、次のいずれかにあてはまる方です。
 ①B型・C型肝炎ウイルス検査において陽性と判断された方
 ②B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変および肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

Q どうすれば登録できる？

- A 県内の保健所に行き、フォローアップ事業の説明を受け、同意書に署名します。

Q B型・C型肝炎ウイルス検査はどこで受けられるの？

- A 過去に、B型・C型肝炎ウイルス検査を受けていない県内在住の方であれば、岐阜県内の保健所と一部の医療機関で、無料で検査を受けられます。
 検査が受けられる医療機関は、お近くの保健所にお問い合わせいただくか、ホームページで確認できます。

岐阜県 肝炎検査

（岐阜市在住の方と岐阜市在住以外の方では検査が受けられる医療機関が異なりますので、ご注意ください。）

お問い合わせ



お問い合わせ先	所在地	電話番号
岐阜市保健所	岐阜市都通 2-19	058-252-7187
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1	058-380-3004
西濃保健所	大垣市江崎町 422-3	0584-73-1111（内線 276）
関保健所	美濃市生櫛 1612-2	0575-33-4011（内線 375）
可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111（内線 285）
東濃保健所	多治見市上野町 5-68-1	0572-23-1111（内線 387）
恵那保健所	恵那市長島町正家後田 1067-71	0573-26-1111（内線 259）
飛騨保健所	高山市上岡本町 7-468	0577-33-1111（内線 309）
県庁感染症対策推進課	岐阜市萩田南 2-1-1	058-272-1111（内線 2547）

このチラシの内容は令和4年6月1日時点のものです。
 最新の情報については最寄りの保健所にお問い合わせください。

ステップ3 「受療」 について



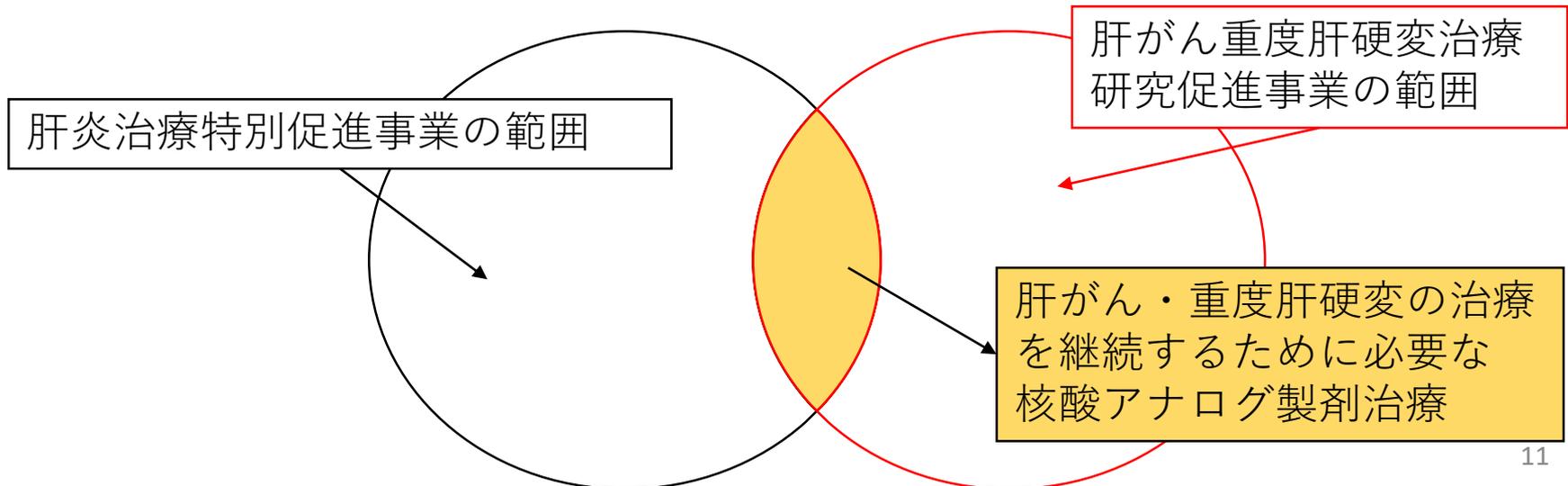
「受診」のステップでは、以下の2つの事業を実施。

1. 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治療費を自己負担月額1万円または2万円となるよう助成する。

2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）治療・手術等の入院医療費及び分子標的薬・肝動注化学療法に係る外来医療費（高額療養費が支給される場合）を、自己負担月額1万円となるよう助成する。



肝炎治療特別促進事業



対象者

- ①岐阜県内に住所を有する方
- ②健康保険等の公的医療保険に加入している方
- ③医師から下記の対象治療（保険適用の治療）が必要と判断された方

対象医療

- **C型肝炎ウイルス**の根治を目的として行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療
- **B型肝炎ウイルス**に対するインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療

自己負担限度額

階層区分	自己負担限度額（月額）
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円以上 の場合	20,000円
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満 の場合	10,000円

受給者証交付までの流れ

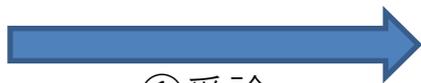
受給を希望する方
(県内在住、健康保険
証をお持ちの方)

①相談

③申請



保健所



①受診



②診断書



⑥受給者証・自己負担管理票
(参加者証・医療記録票)



病院

⑤受給者証 (参加者証) ・自己限度額管理票交付
⑤'不承認通知書送付



県庁



④書類送付

岐阜県肝炎治療認定協議会
(岐阜県肝がん・重度肝硬変治療認定協議会)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の要件

ガイドラインの作成に向けた臨床データの集計など、国が進めるB型・C型肝炎による肝がん治療研究に協力する患者に対し、医療費の一部を助成する。

<事業参加資格>

- ・世帯の収入が約370万円以下である方
- ・対象医療の治療について自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が、過去12月で2月以上ある方※

<対象医療>

- (1) 肝がん又は重度肝硬変の入院治療
- (2) 肝がんの分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法による通院治療

※ 助成対象となるのは、過去12月のうち、上記の治療について自己負担額が高額療養費の基準額を超えた3月目以降に指定医療機関で受けた医療に限ります。¹⁴

月数カウントの考え方について

年月	令和4年4月	～	令和4年9月	令和4年10月	～	令和5年9月
状況	高額療養費 	なし	高額療養費 	高額療養費 	なし	高額療養費 
	入院・通院		入院・通院	入院・通院		入院・通院
カウント	1回目		2回目	3回目		2回目
助成	対象外		対象外	対象		対象外

参加者証交付申請が可能

助成対象月を含む12月以内に
カウントが3回ある。
(R4年4月、9月、10月)

助成対象月を含む12月以内に3回カウントが
ない (R4年4月、9月は12月以内に含まれない)

ご清聴ありがとうございました

